

# 利根川



VOL.7

2000 4月号

利根川水系農業水利協議会  
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部  
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350  
027-251-4105

## 会員紹介コーナー



### 甘楽多野用水土地改良区

「 瀧川ハ、其ノ源ヲ信濃、上野ノ堺ニ発シ、一ツヲ西牧川、一ツヲ南牧川ト称シ、両川八下仁田町地先ニ於テ瀧川トナル。」  
昭和初期、用水不足に悩む甘楽富岡地方の窮状に対し、用水計画を立案し精力的に活動した初代組合長、笠原利平氏の書「用水起源」はこうした書き出しから始まる。  
用水計画は地元七日市藩主前田侯の頃より、明治、大正を通じ幾多の立案がなされたが進展せず、遂に昭和10年地元民の熱望により、国の許可が下り甘楽用水耕地整理組合として設立された。  
施設は同年、甘楽用水事業として計画、着工され戦中戦後の混乱の中、16カ年の歳月と巨額の費用を投じ、昭和27年に完成した。  
また39年より44年にかけて国営瀧川水利事業の一環として、下仁田頭首工の新設、丹生貯水池の補修等が実施され、約24キロに亘る改良区施設の内、8.7キロが国から管理委託を受け、維持管理している。  
富岡市、甘楽町、吉井町の一市二町に亘る受益地は245ha、組合員数1,112名の他3地区の準組合地区へも配水をしており、農業用施設として、農業の生産に大きな役割をはたす事は勿論の事、多目的利用として防火用水、水道用水また丹生貯水池は水面利用としてヘラブナ、ワカサギ釣りなど妙義山を背景に四季おりおりの風情がある。  
特に初秋から冬にかけ、水面にはカモなどの野鳥が羽を休めるなど、自然が一杯の憩いの場でもあり、甘楽用水は先人が残してくれた大切な地域遺産でもある。



### 神流川用水土地改良区

#### 【組織の沿革】

神流川は埼玉県と群馬県境界の川であり、干ばつ時には取水の争いから、左右岸の石合戦に、至る事もあり、埼玉・群馬両県知事が紛争の調停に及ぶ事もあり埼玉側の九郷・阿保領・五明・用水の三堰と、群馬側の牛田・根岸・神流川用水の三堰を合口取水し適正な分水計画と維持管理費節減のため、農林省は昭和14年・埼玉県77.5群馬県22.5の分水率が合議され、昭和19年に埼玉県管神流川筋合口用水改良事業として、着工し、昭和29年まで総工事業費2億7千百万円の巨費をもって完成する。

受益面積	埼玉県側	3,782ha		
	群馬県側	236ha	合計	4,018ha
	(組合員	520名)		
設 立	昭和27年	神流川用水土地改良区		

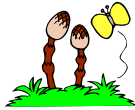
#### 【地域の概況】

神流川用水土地改良区区域内は、平坦地に属し神流川の左岸に位置し、鬼石町と藤岡市の境界より約2km下流が市内の牛田で、埼玉県寄島分水工よりサイホンにより送水され神流川幹線水路により市内小林で、笹川と神流堰からの取水が合流し三つの堰により各水路に分水される。

当改良区内は施設園芸・トマト・イチゴ・花等の栽培が盛んである。  
近年地域開発により、上越新幹線・関越自動車道の開通に伴い、改良区区域内が分断されるなど、受益地内における農地転用がますます進行するものと懸念される。

合 併 昭和53年 埼玉北部用水土地改良区連合

# 大津水利組合



本地区は、長野原町の北西部に位置する大字大津、羽根尾、長野原の三大字の住民及び地域関係農家131戸の水田35haを灌漑するとともに、防火用水にも利用している重要な用水である。

大津用水は、住古徳川時代の初期に坪井村分限者小林助右衛門が、酒造業のため醸造用水として、水源を長井沢に求めて大津用水を開鑿したとの伝承もあるが、その証拠となる資料は見あたらない。また寛永20年(1643)の村石高表を見ると、立石村54,733石、勘場木村24,455石、坪井村79,132石とあることから、それ以前に立石村、勘場木村、坪井村においては既に用水路を開鑿して、飲料水をはじめ灌漑用水として水田を開発していたことは考えられるが、正確な年代等については定かでない。

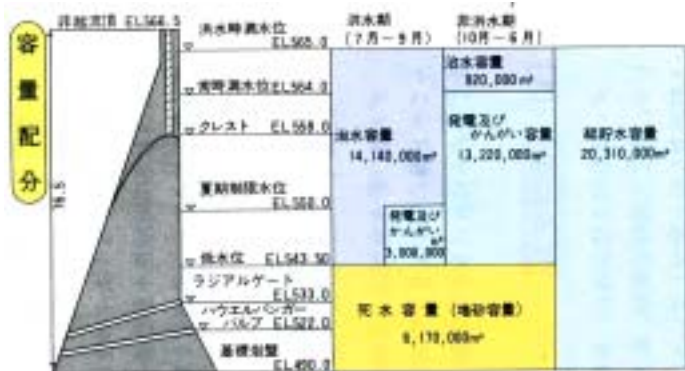
明治37年長野原より大津用水下流の疎通請願があり、大津村の承認を得て、大津用水の下流は長野原まで延長工事が実施され、明治40年に竣工して水路開通式が行われている。また、昭和8年農村振興地拡張改良事業として、受益各村の開田拡張を促進するため、取水口の水量を増加し、漏水を防止するため、水路の大改修が行われた。その後新水路工事は昭和16年11月に竣工して現在の大津用水となっている。

赤川の上流国有林【72林班れ小班(呼称)】に昭和44年完成した頭首工を起点として、須川橋右岸で白砂川に落下して合流するまで延長15kmに及ぶ大津用水は、立石地内で分流する支流は羽根尾を貫流し、二軒屋で分岐する支流は草木原を縦断して何れも灌漑、防火、雑用水として大津、羽根尾、長野原の全域に亘り、流域500戸の住民に対し直接恩恵を与えながら流れている。しかし改修後30年近くの年月が経過しておりコンクリート水路、水路橋の老朽化、石積水路の変状、漏水など問題も多くなってきている。

こうしたことから、平成10年度より農業基盤整備等事業調査を実施している。

## 群馬県内ダム紹介コーナー

### 菌原ダム



### ダム諸元

管理者	建設省	流域面積(km²)	493.9	型式	重力式 コンクリートダム
河川名	片品川	湛水面積(km²)	0.91	放流設備	クレストゲート コンジットゲート バルブ
貯水池名	菌原湖	位置	群馬県利根郡利根村	発電	白沢発電所(県)

### 目的

洪水調節・不特定・発電



## 川から水をひく 井堰

米を作るには、水が必要だ。水田に水を引く工夫は、昔からたくさん考えられてきた。雨水（天水）をためたり、山のわき水を引いてきたり、井戸を掘ったり、砂の中を流れる水を石を積んだ地下水路で取り出してみたりもした。でも、それだけでは、たくさんの水を得ることはできない。

そこで考えられたのが、川から水を取る方法だ。ただ、いつも川の水がいっぱいなら、水の入り口を作ってあげればいいけれど、水量が少ないときは、困ってしまう。そこで、次に考えたのが、水の高さを一定に保つために川の流れをせき止めるしきり。「井堰」というこのしきりを作ってあげば、いつでも必要な時に、水を取り込むことができる。

最初の井堰は、木や石を積み重ねたもので、壊れやすいし、小さい川にしか作ることができなかった。何度もそんな井堰を作っては、洪水などで壊れるという経験を通して、大きな川からも水を引くことが出来る、しっかりした井堰が作られるようになった。

## 用語解説コーナー

### 河川区域とは

河川区域とは、河川法が摘要される河川の区域をいいます。

河川法が摘要される河川の縦（延長）の限界は河川の指定により定まるが、河川の横（幅）の限界は河川区域により定まります。

河川区域となる土地には、法律上当然に河川区域となる土地と河川管理者の指定行為によって河川区域となる土地があり、河川法第6条第1項にその定義が定められています。

#### 【法律上当然に河川区域となる土地】

##### 1号地

- ア 河川の流水が継続して存する土地（湖、沼を含みダムを除く）。
- イ 地形、草木の生茂の状況その他状況が、アの土地に類する状況を呈している土地。
- ウ 河岸の土地。
- エ 河口付近の可道の水面下の土地。

##### 2号地

- ア 堤防、ダム等の河川管理施設の敷地。
- イ 堤防の裏側の脚部に設置する側帯の敷地。
- ウ 「排水機場の直轄管理及びこれに伴う河川区域の取り扱いについて」（昭和48年建設省河政発第58号、同河治発第21号）第4項に規定する排水機場の敷地。

#### 【河川管理者の指定行為によって河川区域となる土地】

##### 3号地

- ア 堤外の土地のうち、1号地及び2号地以外の土地。
- イ 地形上堤防が設置されているのと同じ状況を呈している土地のうち、次に掲げる土地。（堤防に隣接する土地、堤防の対岸に存する土地、堤防に隣接する土地の対岸に存する土地）
- ウ 1号地と2号地のイの土地との間に存する土地。
- エ ダム及びその貯水池の土地。
- オ 河川法第16条の2に基づく河川整備計画において定められた遊水池。

# 農業用水等の許可水利権の変更更新について

## 《農業水利保全支援事業》

前号（1月号、VOL.6）において事業の概要と実施地区の紹介を致しましたが事業のさらなる推進のため、続編として事業制度内容等について記載しましたので「**農業水利保全支援事業**」の実施を行おうとする者の参考にしていただければ幸いです。

### 制度の紹介

#### 1 事業内容

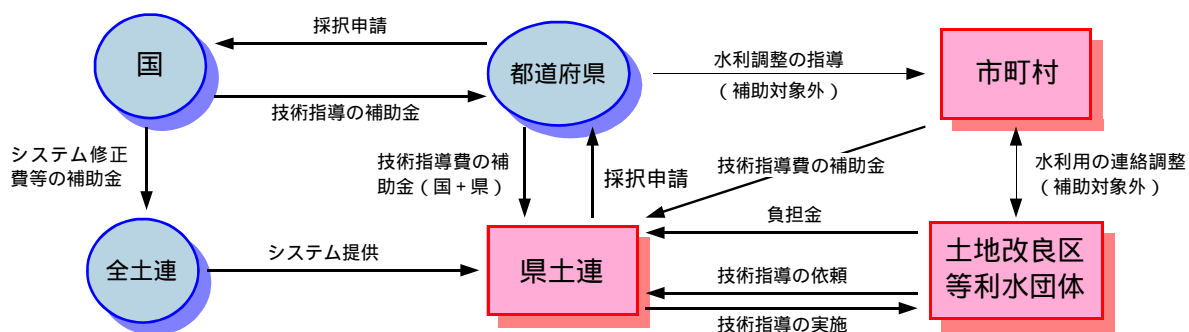
土地改良区等が保有している許可水利権の中には、近年、農業農村を取り巻く状況等の変化により、水利使用の変更を伴う更新（変更更新）の必要なものが数多く蓄積されています。

許可水利権等の更新申請は、土地改良区等の水使用に関する情報・河川に関する関連データなど様々な基礎資料や情報の入手が必要となりますが、土地改良区等の利水団体では限界があります。

そこで、土地改良区等が行う許可水利権の変更更新にあたり、都道府県土地改良事業団体連合会が技術指導を行うことにより、水利権申請に係る事務処理の円滑化や農業用水の有効利用の促進を図ることができます。

項目	業務内容
水利使用基礎諸元調査	単位用水量や還元率などの水収支計算に必要な基礎諸元を調査します。
水利使用基礎諸元を用いた情報分析	実際に流出解析や水収支計算などを実施します。
使用水量の算出根拠の整理	水利現況の作成、水利使用計画を策定し、使用水量の算出方法を整理します。
河川流量と取水量及び関係河川使用者との関係を明らかにする計算	河川流量や雨量を用いた水源計画、用水配分計画等の用水計画、他の利水者の取水量との関係などを計算します。
水利使用に際しての条件事項	管理規程や取水規程の作成を求められた場合には、これらを作成します。

#### 2 事業の仕組み



#### 3 採択要件

- ・利水団体（土地改良区等）が保有する許可水利権の変更更新をしようとするものであること。
- ・従前の水利権の対象となるかんがい面積が100ha以上であること。
- ・上記要件のすべてに該当するものとする。

4 補助率 国 50% 県 25% 地元 25%